

16 飼料収穫機械を整備したいとき

◎ 活動火山周辺地域防災営農対策事業

<p>事業の対象者は？</p>	<p>市町、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、土地改良区又は農業者の組織する団体※ ※ 農家3戸以上で構成員する任意団体</p>
<p>事業の内容は？</p>	<p>降灰により飼料作物の利用が著しく低下するため、飼料作物の降灰による被害を回避し、良質な粗飼料の年間平衡給与を図るため、飼料作物収穫調製用機械を整備する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物収穫調製用機械の整備 トラクター他 <p>《補助率》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚指定地区については、事業費の75% (国費：50%、県費：25%)：輝北地区 ・ 激甚指定地区以外は事業費の65% (国費：50%、県費：15%)：鹿屋、串良、吾平地区
<p>事業の要件は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の共同利用または農業法人であることであること ・ 受益面積が1.5ha以上であること
<p>申請に必要なものは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費が分かるもの (カタログ資料、組合構成員3名以上の概要がわかるもの)
<p>申請の時期は？</p>	<p>随時受付 ※ 必ずしも本年又は翌年に実施できるとは限りません。</p>
<p>問合せ・窓口は？</p>	<p>畜産課 畜産生産係（市役所本庁舎2階） TEL：31-1118 輝北総合支所産業建設課 TEL：099-486-1111 串良総合支所産業建設課 TEL：63-3114 吾平総合支所産業建設課 TEL：58-7257</p>